

西宮市



子供の生活応援体制  
整備計画



平成 29 年 3 月  
西 宮 市

## 1) 体制整備計画策定の趣旨

子供の貧困が社会問題として注目される中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める基本理念のもと、家庭の経済状況等生まれ育った環境に将来を左右されることなく、子供が希望を持って健全に成長できるように支援していく体制を整えるために計画を策定するものです。



## 2) 西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査

### (1) アンケート調査の概要と結果

#### ① アンケート調査の実施

子育て世帯の経済状況と生活の実態について現状を把握するため、西宮市在住の子供（小学5年生と中学2年生）とその保護者を対象としたアンケート調査を行いました。

あわせて、市内において貧困・生活困難世帯の支援に携わる関係機関にヒアリングを行いました。

#### <調査方法>

- 対象は、西宮市在住の小学5年生2,500人とその保護者、および西宮市在住の中学2年生2,500人とその保護者の計10,000人を住民基本台帳より無作為抽出
- 親子ペアで調査票が回収されたもののみを有効回答として分析の対象とする（小学生1,463世帯、中学生1,334世帯）

#### <回収状況>

小学生調査 58.5%  
中学生調査 53.4%

#### <分析の視点>

- 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準とする国の定義に基づき、世帯収入が国民生活基礎調査における相対的貧困水準以下の世帯を「相対的貧困世帯」と定義。
- 調査の結果、相対的貧困世帯以外にも、生活必需品の非所有等の生活困難の状況が広がっていると考えられたため、①生活必需品の非所有、②ライフライン関連費用の支払困難経験、③生活必需品の購入困難経験のいずれかに該当する相対的貧困世帯以外の世帯を「生活困難世帯」と定義。

○相対的貧困世帯・生活困難世帯の定義に関わる質問の全てに回答し、しかもいずれの定義にも当てはまらない世帯を「生活困難ではない世帯」と定義。

## ② アンケート調査の結果(まとめ)

※詳細は、子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査【結果報告書】参照

### 相対的貧困・生活困難世帯の割合

世帯類型	小学生世帯	中学生世帯
全体	1,463世帯	1,334世帯
相対的貧困世帯	101世帯(6.9%)	89世帯(6.7%)
生活困難世帯	181世帯(12.4%)	159世帯(11.9%)
生活困難ではない世帯	1,046世帯(71.5%)	921世帯(69.0%)

※相対的貧困世帯・生活困難世帯に含まれない世帯のうち、相対的貧困世帯の定義に関する質問(世帯人員・収入)と、生活困難世帯の定義に関する質問(生活必需品の非所有など)のいずれかに無回答があった世帯については、全体には含まれていますが、生活困難ではない世帯には含まれていません。(小学生世帯で9.2%、中学生世帯で12.4%)

○相対的貧困世帯の割合は、小学生で6.9%、中学生で6.7%となっています。国民生活基礎調査による6人に1人という子供の相対的貧困率は16.3%であるため、**西宮市は、アンケート結果によれば、全国平均より相対的貧困世帯は少ないこととなります。**但し、この数字は、あくまで一部の世帯を抽出した中での結果であり、西宮市全体の状況が同様に否かについては、さらなる詳細な調査が必要となります。また、このようなアンケートでは、経済的に厳しい世帯の回収率が少し低くなることが想定されます。

### 経済的な困難の状況

○小中学生の子供を持つ相対的貧困世帯の経済的な困窮状況として、生活必需品の非所有やライフライン関連費用の支払困難経験、生活必需品の購入困難経験等、健康で文化的な生活を送ることが困難な状況が実態として存在しています。

### 生活困難な世帯の保護者の状況

- 母子世帯の生活困窮問題は、すでに長年指摘されてきたところですが、本市においても顕著に表れています。
- 相対的貧困世帯ほど保護者の健康状況が悪く、人間関係も狭い傾向があります。経済的な困窮を口にすることがためられる等で、支援を求めようとならないことも多く、孤立状態にあることがうかがえます。

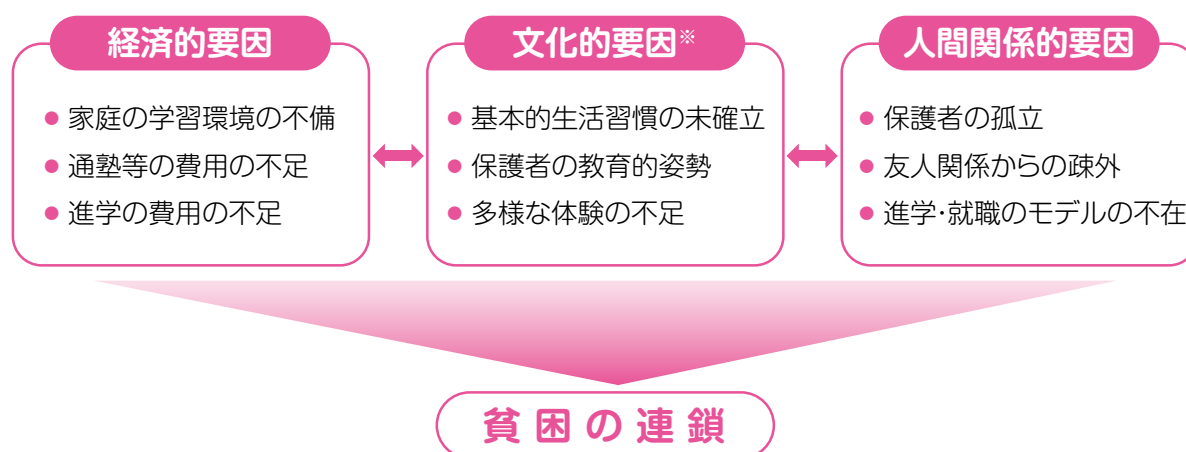
- 相対的貧困世帯には成人前の貧困の経験等を有する保護者も多く、貧困の連鎖があることがうかがえます。また、子育てについても保護者自身の育てられ方をモデルとするしかなく、適切な子供とのかかわりを築けないことも考えられます。
- 保護者自身の育ってきた環境の反映という側面もありますが、金銭管理が不適切であったり、子供への教育的な働きかけが十分にできていない生活困難な世帯も少なくありません。家庭の基本的な機能が低下している場合、子供の不利益を補うためには家庭の機能を補完する支援が必要となります。

### 生活困難な世帯の子供の状況

- 日常生活に関しては、基本的な生活習慣の確立や家庭における学習時間の確保、テレビ、ゲーム等の制限等、家庭において行われることが期待される基礎的な指導が十分に行われていない環境にあることがうかがえます。

### 貧困の連鎖のメカニズム

- 家庭の経済的貧困・生活困難は、基本的な生活習慣や、通学・進学する意欲、あるいは、学力、自尊感情、他者との関係、文化的体験等々、ありとあらゆる分野において、マイナスの影響を及ぼしています。
- こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出しています。
- 子供の貧困問題を解決に近づけるためには、これらの複数の要素からなる「負の連鎖」を一つずつ打破していくことが必要であると考えます。



※「文化的要因」とは、いわゆる「文化的な体験」の多寡だけではなく、家庭の生活習慣や子育て・教育に対する保護者の態度、価値観などを含む、生活文化の総体を指す表現として用いています。

## (2) 調査結果から求められる各種支援策

アンケート調査結果等から、子供の貧困問題への対応について求められる各種支援策が見えてきました。

### 経済的支援

相対的貧困世帯に限らず、生活必需品の非所有や購入困難経験など、一般に生活を行う上での困難な状況は広がっています。しかし、生活保護を受給しているのは、相対的貧困世帯の1割弱にとどまっており、今後、**厳しい状況にある家庭が「必要とする支援」を確実に利用できるようにすることが必要**です。

#### <具体的支援策>

- 支援が確実に子供に届き、学校等の負担軽減にもつなげる制度設計の検討
- 支援を受けるべき世帯に確実に支援が届いているかどうかの検証と制度の周知や手続き等の見直し
- 既存の支援を受けられない生活困難な世帯が活用可能な支援のあり方の検討

### 生活の支援

保護者自身の生育歴において十分なケアを受けられていなかった場合、子育てや生活設計のモデルがないままに、自分の行動を繰り返している側面があることもうかがえます。**基本的な生活習慣が確立されていない家庭に対して、子育てや日常生活の維持、生活設計等、世帯の生活全体を包括的にサポートできるような支援が必要**です。

#### <具体的支援策>

- 家庭における基本的な生活習慣の確立や生活設計の支援方策の検討
- 子育て・生活全般を継続的に支援する取り組みの充実

### 保護者への支援

生活困難な世帯の保護者は、種々問題を抱えながら孤立しがちであることがうかがえます。まずは、**保護者を孤立させないこと**であり、あわせて**障害や精神疾患をもつ保護者については適切な支援につなぐ**ことが求められます。また、既存の制度に基づいた支援にとどまらず、子育て世帯を対象とした支援サービスの拡充も検討すべき課題となります。

#### <具体的支援策>

- 生活困難な世帯の保護者を孤立させないための方策の検討
- 適切な支援制度に確実に繋げるための体制整備
- 保護者に対する支援サービスの拡充
- 保護者が受け入れられやすいサービスとその提供手段の検討

## 学習・進学支援

生活困難な世帯の子供の学力が低くなりがちであることは、複数の指摘があり、学校を楽しんでいるかどうかや、授業の理解度、家庭学習の時間、宿題の履行等において、差があることが示されていました。**教育的支援をより必要とする子供とその保護者への働きかけを十分できる職員が不足している**状況がうかがえます。

生活困難な世帯の子どもが高校、大学へと進学する上で、経済的な支援となるのが奨学金制度です。しかし、現行の貸付型奨学金については、返済の負担が大きくなることから、進学に伴う経済的な負担の軽減は、貧困の連鎖の解消の上で引き続き重要な課題です。

**学習・進学・就職という一般的なキャリアイメージを子供が持てるような、具体的なモデルや目標となる身近な人との交流**が、生活困難な世帯では乏しく、そのために保護者と同様のライフコースをたどることになりがちであるという問題があります。

### <具体的支援策>

- 支援が必要な児童・生徒の多い学校への教員加配等の支援方策の検討
- 学校における業務分担の見直し
- 放課後の学習支援や居場所づくり
- 給付型奨学金の拡充
- 進学・就職におけるモデルとなる人との交流の場の提供

## 関係機関の連携

生活困難な世帯の子供の支援については、**子育て、教育、福祉等の幅広い分野**に課題があり、**連携した取り組み**が求められます。特に、支援制度への接続という観点からは、**生活困難な世帯が利用可能な制度について、相互に情報共有し、周知を図る**必要があります。

マンパワーや資源が不足している中で、分野をまたいだ連携や情報共有を、よりの確におこなっていくために、**連携の場やプラットフォームをどのように設定するのか、その中で特に責任を持って関わる支援主体は何になるのか**といったことも、**検討する必要があります**。

### <具体的対策>

- 各分野における支援制度・事業の情報共有
- 子育て・教育・福祉の分野をまたいだ連携・情報共有の必要性の診断と具体的な連携手段の検討
- 連携のプラットフォームの設定と効果的な支援のための体制整備

### 3) 子供の貧困対策に係る資源量と課題解決の方向性

#### (1) 子供の貧困対策に係る資源量

一方で、行政が実施する子育て支援事業や、地域や民間団体が実施する事業等、既に行われている各種施策の中で、子供の貧困問題の解決に寄与すると思われる施策について、その資源量を把握するため、市役所内で調査を行いました。

その結果（現状の資源量）について、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を参考に、「**経済的支援**」、「**生活支援**」、「**保護者への支援**」、「**学習・進学支援**」の四つの項目に分類しました。（詳細は別表参照）

	内 容	担当課
<b>経済的支援</b>		
生活保護制度	生活費等の扶助	厚生第1、第2課
児童扶養手当	ひとり親家庭への手当て	子育て手当課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭のための貸付（条件有り）	子供家庭支援課
使用料の減免等各種減免制度	所得に応じた減免など	該当各課
<b>生活支援</b>		
健診・がん検診の受診啓発	乳幼児健診や乳がん検診の啓発	地域保健課
保護者の育児支援、虐待予防	さまざまな相談業務	
母子健康手帳交付時の保健師面接	保健師による相談・保健指導	
妊婦健康診査、妊婦歯科検診の費用助成	健診費用の助成	
養育支援ネットによる医療機関との情報連携	医療機関と保健所の連携により支援の必要な家庭をフォロー	
妊産婦訪問指導等	妊娠期から産後に保健師等が訪問	
健やか赤ちゃん訪問	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問	子供家庭支援課
育児支援家庭訪問事業	支援の必要な家庭にヘルパー等を派遣	
子育て家庭ショートステイ	保護者の病気や出産時等に一時的に子供を預かる	
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭のさまざまな相談に応じる	
ひとり親家庭のための弁護士による特別法律相談	親権や養育費等の問題について弁護士による無料相談を実施	
母子生活支援施設	住まいに困窮した母子家庭を保護	
寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し利用料等に寡婦（夫）控除を適用	該当各課
シングルマザーズ・カフェ	シングルマザー同士の交流の場	男女共同参画推進課
児童館	子供たちの遊びの場	子育て総合センター
放課後子供教室事業	放課後や週末に勉強やスポーツ等実施	教委 放課後事業課
子供の居場所づくり事業	小学校の教室などを遊びや学習の場として活用	

	内 容	担当課
にしのみや食育フェスタ	食を見直すきっかけ作りのイベント	健康増進課
食育に関する出前健康講座	健全な食生活の啓発を栄養士を派遣して行う	
食育の推進に関する支援	健診時等に食事や栄養についての相談	地域保健課
子供食堂・地域食堂（民間団体）	安価または無料で食事を提供	—
国保被保険者（高校生世代以下）への一般証交付	滞納世帯の高校生世代以下の被保険者に一般証を交付	国保収納課
要保護児童対策協議会	支援の必要な児童や家庭に関する情報交換や協議を行う	子供家庭支援課
西宮若者サポートステーション	専門スタッフによる就労相談等	労政課
児童扶養手当受給世帯に対するJR通勤定期割引証明書の交付	JR通勤定期購入時に事前に証明書を交付し、割引を受ける	子育て手当課
ソーシャルスポット西宮よりそい	生活困窮者からのさまざまな相談に応じる	厚生第1課
生活困窮者住居確保給付金	離職により家を失った者等に家賃を給付(条件有り)	
乳幼児等・こども医療費助成制度	医療費の一部または全部を助成	医療年金課
母子家庭等医療費助成制度		
市営住宅支援	市営住宅等の募集時に母子世帯等に優先枠を設ける	住宅入居課
<b>保護者への支援</b>		
しごとサポート ウェーブにしきた	女性の就労支援	男女共同参画推進課
チャレンジ相談	再就職等を目指す女性の相談支援	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親に講座受講料の一部支給	子供家庭支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親に資格取得修業中の生活費を支給	
ひとり親家庭のためのパソコンスキルアップ講座	ひとり親家庭の親にパソコンの基礎講座を実施	
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親への就労支援	
高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親または子供の高卒認定試験合格講座費用の一部支給	
<b>学習・進学支援</b>		
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーによる教育相談等	教委 学校保健安全課 地域・学校支援課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーによる教育相談	教委 学校保健安全課
教育連携事業	放課後の学習支援等を実施	教委 社会教育課
放課後子供教室事業（再掲）	放課後や週末に勉強やスポーツ等実施	教委 放課後支援課
西宮市子供の居場所づくり事業（再掲）	小学校の教室などを遊びや学習の場として活用	
無料学習塾事業（NPO法人）	小中学生向けの無料塾の実施等	—
幼稚園での実費徴収に係る補足給付事業	幼稚園で実費徴収された費用の一部を給付	教委 学校改革課



	内 容	担当課
西宮市就学奨励金	給食費や学用品費等の一部を支給	教委 学事課
西宮市教育委員会高校奨学金・大学奨学金	奨学金の貸付	
藤田奨学金・廣藤奨学金・高橋奨学金	奨学金の給付・貸付	
母子父子寡婦福祉資金貸付金(再掲)	ひとり親家庭のための貸付（条件有り）	子供家庭支援課
生活困窮者等世帯の子供に対する学習支援	生活困窮者世帯の中学3年生を対象に高校受験への学習支援	厚生第1課

この他に、国や県の行政機関が独自に実施している施策や、調査では明らかにならなかった新たな支援施策となりうる人材、物資、場所といった有効な資源が地域に潜在している可能性があります。

## （２）資源を活かして課題を解決するための方向性

今回実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果、及び、同時に調査した現状の資源量調査の結果に基づき、今後、子供の貧困に関する計画を策定する中で、既存の支援制度の拡充・見直しや、新たな支援施策（主に学習支援、生活支援）の実施の必要性等について、検討することになります。

### 【今ある資源の活用】

アンケート調査等の結果を分析する中で、既存の支援施策のいくつかが、支援を必要としている対象者（子供・親）に届いていない可能性が考えられます。

**まずは、支援を必要としている対象者（子供・親）に対して、「今ある資源（支援施策）に確実に繋げる」ことが重要です。**

### 【新たな支援施策の検討】

「求められる支援策」と「既存の支援施策」を的確にマッチングし整理していく中で、次に、**既存の施策では対応できていない支援を洗い出し、それを充足させるために必要な新たな支援施策を検討していくことが必要となります。**

### 【切れ目のない支援】

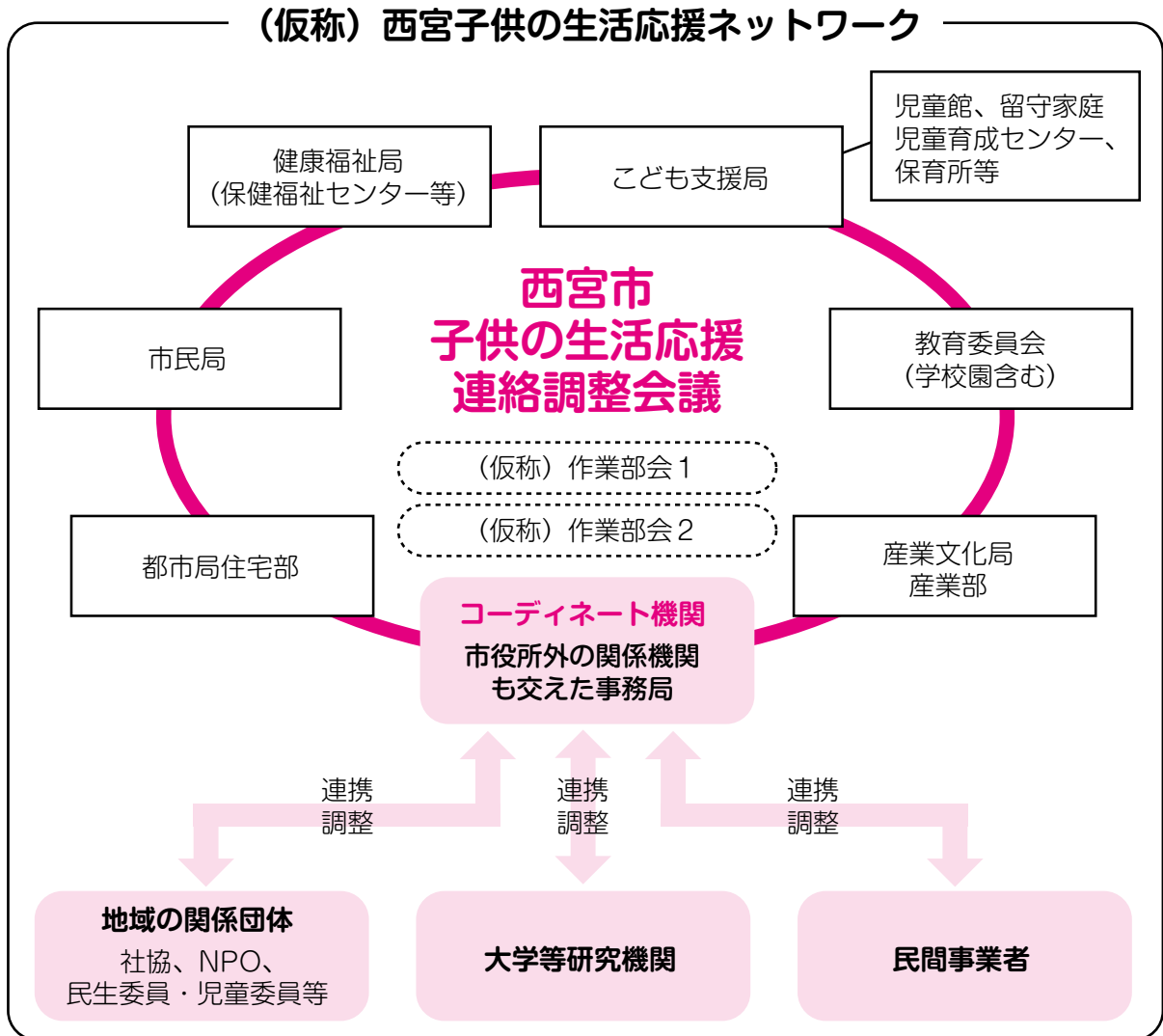
今回のアンケート調査は、小学5年生と中学2年生の子供とその保護者といった、限定された子育て世帯を対象としていますが、子供の貧困の連鎖を断ち切るためには、その背景にある家庭の子育てや、生活全般を継続的に支援していくことが重要であり、**子供の発達・成長段階に応じて「切れ目なく支援する」ことが必要となります。**

### 【ネットワークの形成】

支援を必要としている対象者に、子供の成長段階に応じて、必要な支援を切れ目なく繋げていくためには、**福祉部門や教育部門のほか、広範囲の部局を超えた行政機関の連携はもとより、地域や民間団体の協力連携が不可欠であり、それぞれを繋ぐ役割を果たす「コーディネート機関を中心とした支援体制ネットワーク」を形成していく必要があります。**

## 4) 子供の貧困対策推進の拠点整備

### (1) (仮称) 西宮子供の生活応援ネットワークの設置



#### ① 「(仮称) 西宮子供の生活応援ネットワーク」の役割

地域や民間団体を含めた支援体制ネットワークとして、「(仮称) 西宮子供の生活応援ネットワーク」(以下「子供応援ネット」という)を設置し、子供の貧困対策を推進するための拠点とします。

「子供応援ネット」では、子供の貧困対策について調査、研究、実践を行います。既に実施したアンケート調査等を基に分析を行い、さらに研究機関(大学等)を交えて検証し、具体的な事業実践に向けて取り組みます。

#### ② 「連絡調整会議」の役割

「子供応援ネット」の核として市役所内に、「西宮市子供の生活応援連絡調整会議」(以下「連絡調整会議」という)を設置し、全庁的に取り組みます。

## ア 市役所内における連携

子供の貧困対策の推進に向けて調査、研究、実践を行うにあたり、必要な施策の検討及び関連部局と横断的な連携や情報共有を図ります。

また、「連絡調整会議」には「(仮称) 作業部会」を設置し、個々の施策等について検討します。

## イ コーディネート機関の設置

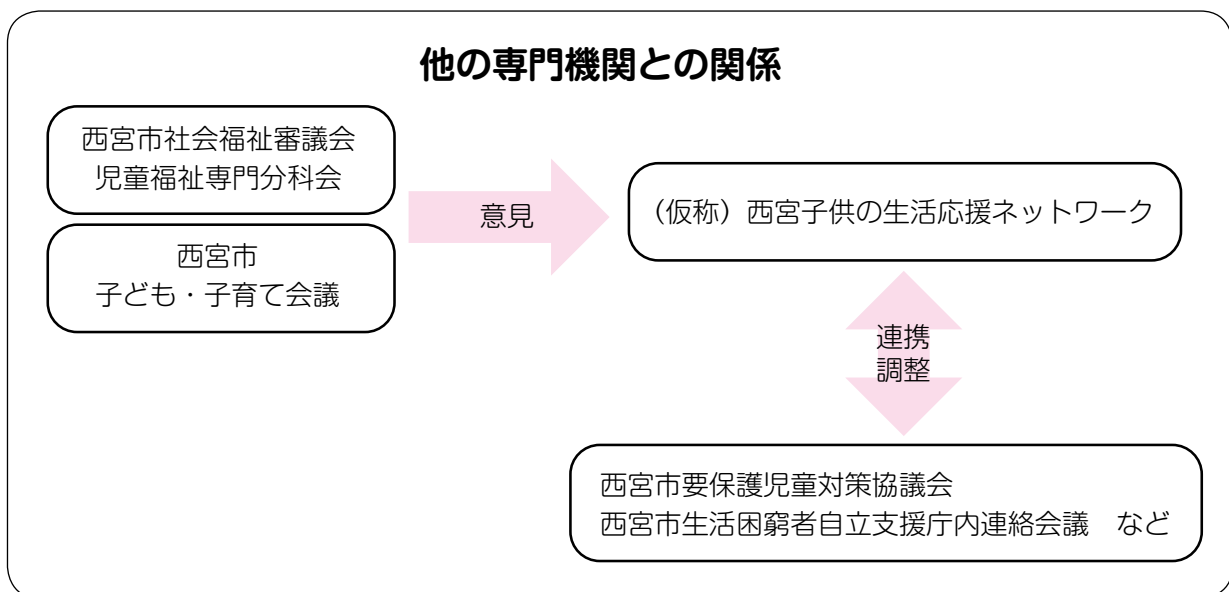
「連絡調整会議」に福祉、教育、関係行政機関と地域や民間団体とを繋ぐ役割を果たす**コーディネート機関を位置づけ**、支援を必要とする人に効果的な支援が行えるように連携・調整を図ります。

コーディネート機関には、**こども支援局をはじめ、関係部局が事務局として参加し、「(仮称) 作業部会」開催の連絡・調整等も行います。**

## ウ 地域の関係団体等との連携

内容によっては、地域の関係団体等がコーディネート機関の役割を果たすことが適当な場合もあります。このような場合も、他の機関がコーディネート機関に参加しながら、市が総合的・包括的な視点から支援活動が円滑に行われるように働きかける役割を果たします。

## (2) 他の専門機関との関係



### ① 「社福審」と「子ども・子育て会議」との関係

本市における子育て支援施策に関する調査・審議を行う機関として、「西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」(以下「社福審」という)や、「西宮市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という)の二つの機関があります。

今後、「社福審」や「子ども・子育て会議」において、子供の貧困問題についても審議し、出された意見を踏まえた上で、「**西宮市子ども・子育て支援事業計画**」の中間見直しにあわせて策定する**新プランの中に、子供の貧困対策に関する計画も盛り込みます。**

## ②「要対協」や「西宮市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」等との関係

「西宮市要保護児童対策協議会」（以下「要対協」という）は、要保護・要支援児童や特定妊婦への支援を目的として、市の関係部局及び国や県の関係行政機関、地域団体、民間団体、学校園、医療機関等で組織されており、「連絡調整会議」と連携することで、「子供応援ネット」の強化を図ります。

また、「西宮市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」等既に市民と関係部署をつなぐ役割を果たしている機関が市にはいくつかあり、そのコーディネーター等との連携・調整により「子供応援ネット」の強化を図ります。

※「要対協」の構成メンバー・・・医師会、歯科医師会、警察、民生・児童委員会、法務局、人権擁護委員協議会、児童相談所、県教育委員会、児童養護施設、社会福祉協議会、社会福祉事業団、留守家庭児童育成センター指定管理者、小学校校長会、中学校校長会、幼稚園園長会、こども支援局（子供家庭支援課等）、健康福祉局（保健所等）、市民局（男女共同参画推進課）、教育委員会（学校保健安全課等）、中央病院（医事課）

## 5) 今後のスケジュール

平成29年度以降は、「連絡調整会議」を中心に施策検討を行い、「子供応援ネット」の運営に取り組みます。

また、平成29年度末に策定される予定の「(仮称)子供・子育て新プラン」に基づき、**平成30年度以降に、具体的な支援施策を実施します。**

### 子供の貧困対策推進スケジュール（案）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査	アンケート・ヒアリング・インタビュー・調査・分析		
資源量調査	施策・人材・場所・物資の把握		
体制整備計画の策定	対策推進の拠点整備計画		
連絡調整会議（施策検討など）		庁内連携、外部機関との協力・連携・調査結果をもとに施策検討	
子供・子育て新プランの策定		社福審、子ども・子育て会議で審議、プランに盛り込む	
具体的な支援施策の実施			支援制度の拡充・見直し・新しい制度等

## 【別表】資源量(施策・事業)一覽表

※記載の施策・事業は、必ずしも子供の貧困対策に特化して実施されているわけではありません。

項目	施策・事業名	内容等	対象					H27年度実績		備考 (課題、今後の方針など)	担当課	
			親	子				指標 (単位)	数値			
				就学前	小学生	中学生	高校生					その他
<b>経済的支援</b>												
	生活保護	生活に困窮する人の最低生活を保障するもの。生活扶助、住宅扶助、教育扶助など8種類	●	●	●	●	●	●	被保護者数(人)	8,280		厚生第1課 厚生第2課
	児童扶養手当	死別・離婚等で父または母と生活をともにできない児童、父または母が重度障害者の場合に、その児童の母、父又は養育者に支給。	●						受給資格者数(人)	3,397	平成28年8月より第2子加算額、第3子以降加算額の増額	子育て手当課
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的な安定と自立のために、子供の就学に関する資金や転宅資金を貸付	●						貸付件数(件)	6		子供家庭支援課
<b>生活の支援</b>												
	健診・がん検診の受診啓発	1歳6か月児健診、3歳児健診において女性のための検診について啓発チラシを配布し、会場内には乳がん自己検診パネルを掲示している。 また、地域における出前健康講座でも健診やがん検診の普及啓発に努めている。	●	●					①実施回数・受診者数(1歳6か月・3歳合計) ②出前健康講座回数・参加者(子育て世代)	① 180回 8,561人 ② 5回 97人		地域保健課
	保護者の育児支援、虐待予防	①ぐんぐん広場、②乳幼児発達相談、③乳児相談、④育児発達相談、⑤精神発達相談、による育児相談の実施	●	●					実施回数、参加延べ人数(相談延べ人数)	① 91回 439組 ② 51回 472人 ③ 105回 4,354人 ④ 241回 608人 ⑤ 24回 65人		地域保健課
		児童館等における育児支援事業「よちよち広場」(2歳まで)での講話	●	●					実施回数 参加延べ人数	83回 1,912人		地域保健課
		乳幼児健診(4か月、10か月、1歳6か月、3歳)	●	●					実施回数 受診者数	・ 4か月 96回 4,350人 ・ 10か月 (個別健診) 4,358人 ・ 1歳6か月 96回 4,251人 ・ 3歳 84回 4,310人		地域保健課
	母子健康手帳交付時の保健師面接	保健福祉センター、本庁1階において、母子健康手帳交付時に保健師が相談・保健指導を行い、必要時は産後も継続支援を行っている。	●						面接者数(面接率)	1,697人 (36.1%)	保健福祉センターと本庁(H28～)以外の支所、サービスセンター等では保健師面接が行っていないため、要検討。	地域保健課
	妊婦健康診査、妊婦歯科検診	妊婦健診の費用助成(14回) 上限11,000円×2回、 5,000円×12回 妊婦歯科検診の費用助成1回無料	●						申請者数 助成回数、 受診者 (受診率)	申請 5,116人 【妊婦健診】 助成回数 55,163回 【妊婦歯科 検診受診者】 1,666人 (32.6%)	妊婦健診の助成費用総額は、県・国平均を下回っている。	地域保健課
	養育支援ネットによる医療機関との情報連携	未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていくために医療機関と保健所が連携し、早期から子育てを支援する母子保健医療情報提供システム。医療機関からの情報提供により訪問支援を行い、訪問結果を医療機関に報告することで連携した支援を行っている。	●	●					受理件数 訪問件数	受理 339件 訪問 271件 電話等 49件		地域保健課

項目	施策・事業名	内容等	対象					H27 年度実績		備考 (課題、今後の方針など)	担当課
			親	子				指標 (単位)	数値		
				就学前	小学生	中学生	高校生				
	妊産婦訪問指導等	妊娠期から産後に向けて支援が必要な妊婦には訪問等で支援を行っている。出産後も間もない時期には保健師または助産師が訪問し、授乳指導や育児相談を行っている。	●					妊婦訪問件数(実) 産婦訪問指導件数(実)	【妊婦訪問】 18件 【産婦訪問】 1,094件		地域保健課
	健やか赤ちゃん訪問	生後2か月頃の乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	●	●				訪問家庭数(件)	4,029		子供家庭支援課
	育児支援家庭訪問事業	子どもを養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事や育児を支援するためにヘルパーや保健師等を派遣する。	●	●	●	●	●	派遣回数(回)	763		子供家庭支援課
	子育て家庭ショートステイ	保護者が病気や出産など、一時的に子どもの養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設などで宿泊を伴う預かりを行う事業。	●	●	●	●	●	利用件数(件)	28		子供家庭支援課
	ひとり親家庭のための弁護士による特別法律相談	ひとり親家庭のために離婚、親権・養育費等の問題など生活に密着した問題を解決することを目的として、弁護士による特別法律相談を行う。	●					利用人数(人)	11	27年度は2回開催	子供家庭支援課
	ひとり親家庭相談	就労や子育ての面で、経済的や精神的に困難を抱えた母子家庭・寡婦に対し、適切な情報の提供を行うなど相談に応じる。	●					相談件数(件)	1,687		子供家庭支援課
	母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。	●	●	●	●	●	入所世帯数(世帯)	14		子供家庭支援課
	寡婦(夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除をみなし適用し、対象事業の利用料等の算定を行う。	●					-	-	28年4月から実施(H28.11月末時点:3件)	子供家庭支援課
	シングルマザーズ・カフェ	シングルマザー同士、肩の力を抜いて、話して、聞いて、情報交換するカフェタイム。実施日:奇数月の第2土曜日 場所:男女共同参画センター ウェーブ 411学習室	●					実施回数	6		男女共同参画推進課
	児童館	遊びを通して異年齢の子供たちを心身ともに健やかに育成することを目的とした施設。また、地域における子育て支援の拠点として、子育てひろばを実施し、在家庭の子育てを支援。	●	●	●	●		利用延べ人数(人)	260,397	児童館の役割について、他課の事業とも連携、整理したうえで検討していく必要がある。	子育て総合センター
	放課後子供教室事業	放課後や週末などに、地域の参画を得て、地域の全ての子を対象に、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを支援する。			●	●		放課後子供教室平均開設回数(回/地区)	41.5	事業規模が拡大し、内容的に充実していくほど、事業費の増加がともなうため、予算面でも運営面でも他の類似事業との連携を検討する必要がある。	教委 放課後事業課
	西宮市子供の居場所づくり事業	小学校の教室や運動場、社会教育施設等を活用し、子供たちの安全で自由な遊び場や学習の場を提供する。			●			1校区あたりの平均活動回数(回/校)	144.3	モデル実施の事業形態を全体に広げるに当たっては、費用対効果の面や嘱託人件費の大幅な増額が見込まれるため、各校区の実情に合わせた事業メニューの見直しが必要。	教委 放課後事業課
	にしのみや食育フェスタ	市民自らが食を見直すきっかけづくりを目的に、企業、関係団体、行政が協働し、講演会、展示・体験・物販コーナーからなるイベントを開催。	●	●	●	●	●	来場者数(人)	1,067	今後毎年1回実施予定	健康増進課
	食育に関する出前健康講座	食生活を振り返り、健全な食生活の啓発のため、依頼のあった地域のグループ等を対象に保健師栄養士が講話をする。	●	●	●	●	●	回数(回)	15	左記実績には、成人・高齢者対象の講座も含む。	健康増進課

項目	施策・事業名	内容等	対象					H27年度実績		備考 (課題、今後の方針など)	担当課
			親	子				指標 (単位)	数値		
				就学前	小学生	中学生	高校生				
食育の推進に関する支援		乳幼児健診(①4か月 ②10か月 ③1歳6か月 ④3歳)と⑤食育だより(各児童館等18ヶ所で配布。子供の食事や食育に関する情報提供をしている。その他、市内医療機関、薬局、歯科医院、子育て総合センター、市内児童館に食事や栄養に関する講座開催のポスターを常時掲示し、より広く市民に栄養講座及び栄養相談の周知を図っている。	●	●					① 96回 4350人 ② 4358人 ③ 96回 4251人 ④ 84回 4310人 ⑤ 年2回 855枚配布		地域保健課
		①プレママ料理 ②離乳食講座・離乳食講習会 ③家族で学ぼう離乳食講座④ファミリー栄養教室を通して、食育や食の大切さを学び自分で食を選択できる力を身につけてもらえるように支援	●	●	●				実施回数、参加人数 ① 6回 93人 ② 20回 412人 ③ 3回 44人 ④ 4回 66人		地域保健課
		乳幼児から成人・高齢者の食事や栄養についての相談(電話・面接)	●	●	●	●	●		相談者数 688人のうち 母子関係の相談数533人		地域保健課
		母子関係事業の個別相談件数(①4か月 ②1歳6か月 ③3歳児 ④乳幼児発達相談 ⑤乳児健康相談)	●	●					実施回数・相談者数 ① 96回 82人 ② 96回 943人 ③ 84回 360人 ④ 52回 221人 ⑤ 105回 1346人		地域保健課
子供食堂	家庭の事情で一人で晩飯を食べているこどもたちに、安価または無料で食事を提供し、楽しくみんなで食べる居場所作りを実施。			●	●	●	●	●	実施箇所数 1	にしのみやこども食堂(プレーンヒューマンティ、野間町)	
			●	●	●	●	●		実施箇所数 2	なるっこ食堂(労協センター事業団、上田中町) わくわく・こども食堂(宝塚医療生協組合西宮支部、上大市3)	
地域食堂	誰もが参加できる居場所として夕食会を開く。(子供のみの参加は要相談)	●	●	●	●	●	●		実施箇所数 1	よるごはん(ア・リトル、西福町)	
被保険者(高校生世代以下)への一般証交付	本来、一般証を交付できない滞納世帯における高校生世代以下の被保険者に対し、一般証(11月末期限の保険証)を更新・交付する。		●	●	●	●			交付数(件) 1,272	H27年度被保険者証更新時(H27.11月)	国保収納課
要保護児童対策協議会	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。	●	●	●	●	●			相談件数(件) 1,741		子供家庭支援課
西宮若者サポートステーション	15歳から39歳以下の若年無業者に対して、キャリア・コンサルタントや臨床心理士など専門的な知識を持つスタッフによる就労に向けた相談やプログラムを実施。	●					●		来所延人数(人) 1,856		労政課
児童扶養手当受給世帯に対するJR通勤定期割引証明書の交付	児童扶養手当を受給している世帯の方がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、事前に交付された証明書を添付して申し込むと割引が受けられる。	●	●	●	●	●			申請件数(件) 300		子育て手当課
ソーシャルスポット西宮よりせい	就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	●							相談件数(件) 342	生活困窮者自立相談支援事業	厚生第1課
生活困窮者住居確保給付金	離職により家を失った者失おうとしている者に一定の条件の基、家賃を給付する。	●							支給決定数(人) 21		厚生第1課
乳幼児等・こども医療費助成制度	健康保険が適用される医療費について、市が保険診療分の自己負担金の全額または一部を助成し、受給者の負担を軽減する制度。		●	●	●				受給者数(人) (乳幼児等)37,265人 (こども)18,589人	所得制限あり(未就学児は所得制限はないが、親権者等(父母)の所得区分により助成内容が異なる)	医療年金課

項目	施策・事業名	内容等	対象					H27年度実績		備考 (課題、今後の方針など)	担当課
			親	子				指標 (単位)	数値		
				就学前	小学生	中学生	高校生				
	母子家庭等医療費助成制度	健康保険が適用される医療費について、市が保険診療分の自己負担金の一部を助成し、受給者の負担を軽減する制度。	●	●	●	●	●	受給者数 (人)	5,109	0歳～中学生までは乳幼児等・こども医療助成制度を受給(所得制限以下の場合、一部負担金がなく有利なため)	医療年金課
	住宅支援	市営住宅等の公募時に子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯の特定目的入居優先枠を設け、子育て家庭の入居を支援する。	●	●	●	●	●	募集戸数	子育て 16戸 母子(父子) 26戸 多子12戸	引き続き、優先枠の充実を図っていく予定。	住宅入居課
<b>保護者への支援</b>											
	しごとサポート ウェブ にしきた	女性就職支援ナビゲーターが仕事を探している方へ職業相談、セミナーの実施や仕事の紹介を行う。	●					来所延人数 (人)	9,041		労政課
	チャレンジ相談	再就職・起業・その他方面へのチャレンジを旨とする女性を支援する。相談によって適切な支援機関の紹介、希望職種に必要なスキルの取得をアドバイスする。 実施日：原則第3水曜日、奇数月の第2火曜日、偶数月の第1土曜日 場所：男女共同参画センター ウェブ 412 学習室	●					実施回数	38		男女共同参画 推進課
	母子家庭等自立 支援教育訓練給 付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の6割相当額(上限20万円)が支給される。	●					受給者数 (人)	3	27年度までは 2割相当額 (上限10万円)	子供家庭支援課
	母子家庭等高等 職業訓練促進 給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師等養成機関で修業中の生活を支援する。専門学校などで1年以上(上限3年)のカリキュラムを習得中の人を支援。上限10万円/月。	●					受給者数 (人)	12	27年度までは支 給期間は上限2年	子供家庭支援課
	ひとり親家庭のた めのパソコンスキ ルアップ講座	ひとり親家庭の父母を対象に、就職応募先の幅を広げる等の目的でパソコン基礎力を身につけるための講座を実施	●					受講者数 (人)	3		子供家庭支援課
	母子・父子自立 支援プログラム 策定事業	児童扶養手当を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就業に関する相談などの就労支援を通じて自立に向けてのサポートを行う。	●					利用者数 (人)	2		子供家庭支援課
	高等学校卒業程 度認定試験合格 支援	ひとり親家庭の親または子(20歳未満)が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時に受講料の2割相当額(上限10万円)、また、合格した時に受講料の4割相当額(修了時と合わせて上限15万円)を支給	●				●	利用者数 (人)	0		子供家庭支援課
<b>学習・進学の支援</b>											
	スクール ソーシャル ワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーによる教育相談の実施・福祉部門との連携	●	●	●	●		配置職員数 (人)	3	学校保健安全課： 1名 地域・学校支援課： 2名	教委 学校保健安全課 地域・学校支援課
	スクールカウ ンセラーの配置	スクールカウンセラーによる教育相談の実施	●	●	●	●		配置職員数 (人)	3	県のSC未配置校 30校へ派遣	教委 学校保健安全課
	教育連携事業	地域と学校が情報や課題、人的資源を交流し、教育連携協議会の熟議を経て企画・立案され、実施される取組みである。その取組みの1つとして放課後等に学習支援を実施している。		●	●			実施校数 (校)	14	授業内での学習支 援も含む	教委 社会教育課
	放課後子供教室 事業(再掲)	放課後や週末などに、地域の参画を得て、地域の全ての子を対象に、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを支援する。		●	●			放課後子供教室 平均開設回数 (回/地区)	41.5	事業規模が拡大し、内容的に充実していくほど、事業費の増加がともなうため、予算面でも運営面でも他の類似事業との連携を検討する必要がある。	教委 放課後事業課



項目	施策・事業名	内容等	対象					H27年度実績		備考 (課題、今後の方針など)	担当課
			親	子				指標 (単位)	数値		
				就学前	小学生	中学生	高校生				
	西宮市子供の居場所づくり事業(再掲)	小学校の教室や運動場、社会教育施設等を活用し、子供たちの安全で自由な遊び場や学習の場を提供する。		●				1校区あたりの平均活動回数(回/校)	144.3	モデル実施の事業形態を全体に広げるに当たっては、費用対効果の面や囑託人件費の大幅な増額が見込まれるため、各校区の実情に合わせた事業メニューの見直しが必要。	教委 放課後事業課
	阪神つばめ学習会(NPO法人)	西宮市を中心に、勉強したい子ども達に対し平等に学習できる機会を提供し、子ども達を社会貢献できる人材に育てること、講師の人的成長を促す環境を整備することにより、社会の健全な発展に寄与することを目的として、以下の事業を行っている。 ①小中学生向けの無料塾の開講 ②貧困問題、教育問題等に関する勉強会 ③子どもの問題に係る政策立案及び提言 ④その他、本会の目的を達成するために必要な事業		●	●						
	実費徴収に係る補足給付事業	幼稚園で実費徴収された教材費・行事費等、副食材料費に対して補足給付を行う。	●	●				給付者数(人)	12		教委 学校改革課
	西宮市就学奨励金	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費の一部を援助する。	●	●	●			給付者数(人)	6,567		教委 学事課
	西宮市教育委員会高校奨学金	経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金の給付を行う。	●			●		給付者数(人)	1,238		教委 学事課
	西宮市教育委員会大学奨学金	経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金の貸付を行う。	●				●	給付者数(人)	142		教委 学事課
	藤田奨学金	経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金の貸付を行う。	●				●	給付者数(人)	1		教委 学事課
	廣藤奨学金	経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金の給付を行う。	●				●	給付者数(人)	6		教委 学事課
	高橋奨学金	経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金の給付を行う。	●				●	給付者数(人)	12		教委 学事課
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(再掲)	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的な安定と自立のために、子供の就学に関する資金を貸付	●					貸付件数(件)	4		子供家庭支援課
	生活困窮者等世帯の子どもに対する学習支援	生活保護世帯など生活困窮者世帯の中学3年生を対象に高校受験に向けて学習支援を行っている。			●			利用者(人)	24		厚生第1課

## 西宮市子供の生活応援体制整備計画

平成 29 年（2017 年）3 月

発 行／西宮市

編 集／西宮市 こども支援局 子育て支援部  
子供家庭支援課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

TEL : 0798-35-3782 FAX : 0798-35-5525